

京丹後市入札監視委員会(令和4年度第2回) 議事概要

開催日時	令和5年1月16日(月) 午後1時30分～午後4時30分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 村尾 慎哉 (公認会計士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 報告事項 4 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 対象件数 129件
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	4件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、設計する際に、地元業者の見積もりや相性等を考慮したメーカー選定ができないか検討していただきたいこと。	

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 公共浄化槽設置工事その 12 … 一般競争入札

※ 落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○工事内容について (1) 今回のような施工しにくい浄化槽設置工事は多くあるのか。</p>	<p>施工場所が狭小な場合がありますが、ここまで奥まった場所での施工はあまりないように思います。</p>
<p>○工事内容について (2) 奥まった場所に浄化槽を設置する理由があるのか。</p>	<p>家の横や前が道路の場合、ガレージの中に設置する場合があります。</p>
<p>○施工場所について (1) なぜ 2 箇所施工場所が離れているのか。また、1 箇所ずつ発注することはできなかったのか。</p>	<p>浄化槽設置工事は、矢板の施工が基礎になっており、まとめて発注した方が有利となるため、施工時期が合う組み合わせの中で、施工場所を考慮した上で、2 基や 3 基の単位で発注しています。 その結果、今回はこの組み合わせで発注しています。</p>
<p>○落札率について 浄化槽設置工事にしては落札率が高いが、想定していたことか。</p>	<p>予定価格に近い金額で落札されることまでは想定していません。</p>
<p>○設計内容について (1) 施工条件が悪い場合でも、設計金額は変わらないのか。</p>	<p>施工条件に合った小さな掘削機械を使うよう機種の選定を行い、できる限り施工条件に合った設計を行っています。</p>
<p>○設計内容について (2) 設計に掘削機械の大きさの条件が入っているのか。</p>	<p>掘削機械の大きさを選定することはできます。</p>
<p>○工事内容について (3) 施工場所が 2 箇所あるが、工事は同時に行っているのか。</p>	<p>工事は 1 箇所ずつ行っています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○工事内容について (4)</p> <p>矢板の施工について、まとめて発注した方が有利というのは、同じ矢板が使えるので、基本料金が1回分で済むということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○工事内容について (5)</p> <p>今回のような施工条件が悪い工事は落札しないかもしれないという懸念はないのか。</p>	<p>今後の状況を見て検討することになるかもしれませんが、現時点では何ともお答えできません。</p>
<p>○設計内容について (3) (意見)</p> <p>施工条件が悪い工事が続くようであれば、設計内容を検討した方がよい。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○施工場所について (2)</p> <p>写真を見る限りだが、ガレージの前では施工できなかったのか。</p>	<p>おそらくガレージの前は道路法面を埋め上げた官地であったと記憶しており、そのため施工できなかったように思います。</p>
<p>○入札結果について</p> <p>施工条件が悪い工事だから今回のような入札結果になったのか。</p>	<p>施工条件が悪かったことから、応札業者も少なく、予定価格に近い入札金額だったのではないかと推測しています。</p>

2 口大野地区管渠布設工事その18・・・随意契約

※ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○随意契約とした理由について (1)</p> <p>地方公営企業法による随意契約は、地方自治法と同じ条件か。</p>	<p>同じです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○予定価格について (1)</p> <p>予定価格は随意契約を行う最初の段階で決まっています、その後に業者から見積もりが出てくる流れか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○予定価格について (2)</p> <p>見積り依頼する段階で予定価格は決まっているのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○見積り金額について</p> <p>その見積り金額が予定価格と同じ金額で出てくることが多いということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○予定価格について (3)</p> <p>予定価格は市で算出するのか。</p>	<p>市で設計を行い、その設計金額を基に市で予定価格を算出します。</p>
<p>○予定価格について (4)</p> <p>分譲宅地造成工事業者が施工した方が効率的で無駄がないということだが、その内容が予定価格に反映されているのか。</p>	<p>分譲宅地造成工事として行った水道工事で掘削したところに、下水道管を入れるという設計を行いますので、その土工分を控除した形で予定価格を算出しています。</p>
<p>○予定価格について (5)</p> <p>それは随意契約前提の予定価格となるが、随意契約で行うことを決定する段階で、その予定価格も決まるのか。</p>	<p>工事を起工する段階で、随意契約とする理由を基に、経済的な内容の設計書を作成し、添付します。</p>
<p>○分譲宅地造成工事について (1)</p> <p>分譲宅地造成工事は民間工事で市は関係ない工事か。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○分譲宅地造成工事について (2)</p> <p>分譲宅地造成工事に伴い、下水道工事が必要となるため、民間業者から市へ依頼があるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○採用金額について</p> <p>予定価格と同じ見積金額で出てきた場合、それ以上交渉の余地はなく、予定価格以内であれば、見積金額をそのまま採用するしかない仕組みか。</p>	<p>そうです。</p>

3 令和4年度 尾和用水路改修工事（上野工区その7） …… 一般競争入札

※ 水道施設工事との合冊による入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札結果について</p> <p>落札金額は1者のみで、落札金額より1,000円安い業者や1,000円高い業者がいる入札結果について、どのように分析しているか。</p>	<p>工事内訳書を確認しましたところ、落札金額より1,000円安い業者は市の設計と違う単価の材料が数個ありましたが、落札金額より1,000円高い業者は直接工事費は同額でしたので、経費の算出過程での丸め方等により差が出たのではないかと考えています。</p>
<p>○経費の算出過程での丸め方について</p> <p>経費の算出過程での丸め方のルールはあるのか。</p>	<p>今回は合冊案件であり、2つの工事の各費目を足してから最低制限価格を計算するよう示していましたが、それぞれの工事の最低制限価格を計算してから足す等により入札金額に差が出たのではないかと考えています。</p>
<p>○落札業者について (1)</p> <p>今回の発注工事一覧表に本案件以外で落札業者の名前が出ていないが、京丹後市の業者ではないのか。また、あまり入札に参加されない業者か。</p>	<p>京丹後市の業者で、入札には大体参加されていると思います。</p>

意見・質問	回答等
<p>○落札業者について (2)</p> <p>たまたま抽選で負けているという事か。</p>	<p>そのように思います。</p>
<p>○入札金額について</p> <p>経費の算出過程での丸め方により最低制限価格と1,000円違うことはよくあることなのか。</p>	<p>今回は合冊案件であったことが要因ではないかと推測しています。</p>
<p>○合冊入札について (1)</p> <p>2つの工事を一緒に入札したという事か。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○合冊入札について (2)</p> <p>2つの工事はそれぞれ独立しているのか。</p>	<p>独立しています。</p>
<p>○合冊入札について (3)</p> <p>2つの工事の入札金額の合計金額よりも、それぞれの工事の予定価格や最低制限価格が優先されるわけではないのか。</p>	<p>2つの工事の入札金額の合計金額での応札としています。</p>
<p>○合冊入札について (4)</p> <p>それぞれの工事の入札金額の内訳は問わないということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○合冊入札について (5)</p> <p>応札金額としてはOKでも、もしかしたら片方の工事が最低制限価格を下回っている可能性もあるということか。</p>	<p>可能性はあります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○合冊入札について (6)</p> <p>応札金額だけでなく、それぞれの工事の入札金額がそれぞれの最低制限価格から予定価格の範囲内である必要はないのか。</p>	<p>2つの工事の入札金額の合計金額での応札としていただきますので、仮にそれぞれの工事の入札金額が最低制限価格を下回っていたとしても失格にはしていません。</p>
<p>○合冊入札について (7)</p> <p>それは最低制限価格を設定している意味を蔑ろにしていないか。</p>	<p>最低制限価格の算定方法は、2つの工事の各費目を足してから掛け率を掛けることとしており、実質1つの工事として最低制限価格を計算していることとなりますので、2つの工事の入札金額の合計金額が最低制限価格以上であれば、OKとしています。</p>
<p>○合冊入札について (8)</p> <p>便宜上はそうであるが、2つの工事は独立しているという考え方とは合わないように思うが、どうか。</p>	<p>2つの工事は独立していますが、同じ業者で行う必要があるため、合冊入札としています。</p>
<p>○合冊入札について (9)</p> <p>1つの工事としては捉えられないのか。</p>	<p>一方の工事がもう一方の工事により必然的に発生する工事であれば、付帯工事として1つの工事で発注することができますが、今回は付帯工事にはなりませんので、それぞれの工事で建設業の許可が必要となります。</p>
<p>○資格要件について (1)</p> <p>それぞれの工事に必要な等級をそれぞれ満たしていればよいのか。</p>	<p>今回の工事は土木一式工事のA等級で、もう一方の工事は水道施設工事のB等級であり、それぞれの等級以上を持っていることを資格要件としています。</p>
<p>○資格要件について (2)</p> <p>2つの工事を合わせた金額要件等の特別な条件は必要ないということか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○随意契約の検討について</p> <p>合冊入札ではなく、随意契約を検討することはあるのか。</p>	<p>入札ができる工事は入札で行う方針がありますし、仮にもう一方の工事を随意契約しますと、同じ業者となるため、大体落札率が 100%となり、契約金額も高くなる可能性がありますので、今は大体合冊入札を行っています。</p>

4 令和3年度 和田野地区配水管布設替工事・・・指名競争入札

※ 当初は一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札中止の理由について (1)</p> <p>作成した積算参考資料と入札契約課に送付した積算参考資料が違っていたということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札中止の理由について (2)</p> <p>入札中止しなかったら、どうなっていたのか。</p>	<p>採用単価に違いがありましたので、業者からの入札金額が正しい設計書に基づいたものではないということになります。</p>
<p>○設計書について</p> <p>今回の設計書は、当初の入札の設計書と同じか。</p>	<p>単価の改正がありましたので、そこだけ変更しています。</p>
<p>○入札金額について</p> <p>指名業者は今回改めて開示された設計書を基に入札金額を算出することになるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札時期について (1)</p> <p>当初の入札から今回の入札までは最短の日程だったのか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札時期について (2)</p> <p>入札時期がずれたことにより例えば当初の入札は応札できたけど、今回の入札は応札できないというような業者がいる可能性はあるのか。</p>	<p>可能性はあると思います。</p>
<p>○入札方式について (1)</p> <p>今回の入札はなぜ改めて一般競争入札にはならないのか。</p>	<p>発注者側の都合がなければ、当初の入札の参加業者による応札となりましたので、今回の入札については、その参加業者に限定した指名競争入札としています。</p>
<p>○入札方式について (2)</p> <p>発注者側の都合で中止した場合は、そのときの参加業者による指名競争入札に移行するというルールになっているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札時期について (3)</p> <p>当初の入札から今回の入札になり、年度を跨いでいるが、予算など何か影響が出ることはあるのか。</p>	<p>入札時期がずれたことによりその分事業は遅れますが、今回の案件は元々繰越案件ですので、予算としては特に問題ありません。</p>

5 令和4年度京丹後市立弥栄病院C棟空調設備等改修工事・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○空調機器の単価について (1)</p> <p>予定価格の空調機器の単価はどの時点の価格を参考にしたのか。</p>	<p>設計時に見積もりを徴取し、入札にかける前に見積もりの価格の変動を確認しています。</p>
<p>○空調機器の単価について (2)</p> <p>それでも空調機器の単価が上がってしまったということか。</p>	<p>今回の工事は既存の配管を残したままの工事であり、見積徴取は1者であるため、機器の単価については、少し高めに設定されたのではないかと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○空調機器の見積徴取について (1) 設計時に1者に見積徴取して、入札にかける前に同じ業者にまた見積徴取したということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○空調機器の見積徴取について (2) 複数の業者に見積徴取することはできなかったのか。</p>	<p>他のメーカーでは全体的な天井改修が必要となるため、今回の工事は病院を運営しながらの工事であり、患者への影響を考慮して、全体的な天井改修が必要ない1者を選定しています。</p>
<p>○空調機器の見積徴取について (3) 電気工事業者ではなくメーカーに見積徴取したのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○空調機器の単価について (3) メーカーの見積もりと入札業者の単価とが違ったということか。</p>	<p>そのように考えています。</p>
<p>○空調機器の単価について (4) その違いは何が原因なのか。</p>	<p>入札業者はそれぞれ付き合いのあるメーカーがあると思いますので、そこで金額に差が出たのではないかと考えています。</p>
<p>○空調機器の単価について (5) 入札業者が今回のメーカーとはあまり付き合いがなかったかもしれないということか。</p>	<p>その可能性はあるかと思えます。</p>
<p>○空調機器について 写真を見ると、室内機のサイズが変わっているが、平面図ではその変更が確認できないが、途中で仕様が変わったのか。</p>	<p>平面図の室内機は、既存の形で表示していますが、位置を示すものであり、形まで示しているものではありません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札金額について</p> <p>2 回目入札で大きく入札金額が変わっている業者があるが、原因は何か。</p>	<p>入札金額の数字を間違えたと聞いています。</p>
<p>○入札制度について (1)</p> <p>一般競争入札で1 回目で落札しなければ、2 回目も一般競争入札を行うのが基本であったか。</p>	<p>はい。翌日に再入札をすることとしています。</p>
<p>○入札制度について (2)</p> <p>2 回目でも落札しなければ、随意契約に移行するのか。</p>	<p>入札は2 回で取り止めて、その後は担当課の判断で随意契約を行うのか再度入札を行うのかを決定していきます。</p>

6 京丹後市立長岡小学校トイレ改修等工事（機械設備工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○施工時期について</p> <p>建築主体工事と同じ時期に行うことは決まっていたのか。</p>	<p>建築主体工事と関連性が高いため、同時進行で行っています。</p>
<p>○入札時期について</p> <p>なぜ建築主体工事と同じ時期に今回の工事の業者も決めることができなかったのか。</p>	<p>同じ時期に入札を行いました。今回の工事は不落となりました。</p>
<p>○入札不落の要因について (1)</p> <p>入札業者が下水道工事費用を高く見積もっていた理由はわかるのか。</p>	<p>衛生器具類等については、メーカーとの取引状況が関係しているのではないかと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札不落の要因について (2)</p> <p>今回の工事業者とメーカーとの関係によって結構金額が変わってくるのが一般的なのか。</p>	<p>業者の付き合いにより金額が変わってくるのではないかと考えています。</p>
<p>○機器の見積徴取について (1)</p> <p>設計の段階でどのメーカーに見積徴取するのかはどうやって決めるのか。</p>	<p>トイレの場合、基本的にはトイレの性能等が標準的だと考えられるものを生産しているメーカーに依頼しています。</p>
<p>○入札不落の要因について (3)</p> <p>入札業者がメーカーとあまり付き合いがないと入札金額が高くなってしまふことがあるのか。</p>	<p>その可能性はあると考えています。</p>
<p>○機器の見積徴取について (2)</p> <p>メーカー選定時に地元業者とどれくらい付き合いがあるか等は参考にしないのか。もしくは、そういう情報はそもそもないのか。</p>	<p>業者の取引状況については、把握していません。</p>
<p>○機器の見積徴取について (3) (意見)</p> <p>今回採用したメーカーだと入札業者との関係で不落になっているということであれば、今後はメーカーを選定する段階で地元業者との相性等も踏まえないと、随意契約で高い金額になったり、再入札コストがかかったりすると思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○再入札について (1)</p> <p>2 回目の再入札は、1 回目と同じ図面で行うのか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札方式について</p> <p>今回は 2 回目も不落になったので、随意契約に移行したのか。</p>	<p>担当課としては、建築主体工事が落札していますので、随意契約に移行したということです。</p>
<p>○予定価格について (1)</p> <p>入札と随意契約とで予定価格が違うのはなぜか。</p>	<p>随意契約に移行した際に単価の見直しがありましたので、最新の単価へ入れ替えを行っています。</p>
<p>○予定価格について (2)</p> <p>単価の入れ替えを行ったことは見積業者は理解しているのか。</p>	<p>随意契約の見積依頼をする際に最新の単価へ変更していることを周知しています。</p>
<p>○入札不落の要因について (4)</p> <p>一般的に業者はほぼ正確に積算できるということだったと思うが、そういう状況の中で全者が予定価格をオーバーしているのはどういうことか。</p>	<p>営繕工事については、土木工事と違い、見積単価までは明示していませんので、見積単価がわからない中での応札となっています。</p>
<p>○随意契約の見積依頼について</p> <p>随意契約の 2 回目の見積依頼を 3 者ではなく、1 者だけに行っているのはなぜか。</p>	<p>当初の見積依頼時に予定価格に達しなかった場合は、最低価格の業者に再度見積依頼すると明記しています。</p>

7 令和 4 年度 京丹後市立久美浜病院高圧ケーブル更新工事 … 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が 100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○見積金額が高い要因について (1)</p> <p>電気工事系の機器の価格が全体的に上がってきてることが背景にあるのか。</p>	<p>今回はケーブルの交換ですので、ケーブルがメインとなっています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○刊行物について 刊行物とはメーカーのカタログのことか。</p>	<p>月毎や季節毎に発行されている図書のことです。</p>
<p>○見積金額が高い要因について (2) 刊行物と見積業者の仕入価格がかなり違うということか。</p>	<p>設計としては、刊行物から単価を採用しているが、見積業者は付き合いのある業者やメーカーから見積もりを取っており、その金額と違いがあったのではないかと考えています。</p>
<p>○見積金額が高い要因について (3) 刊行物と市場価格に違いがあるのはよくあることか。</p>	<p>工事担当課としては、工事数が少なく、参考情報がありませんので、わかりません。</p>
<p>○ケーブルについて ケーブルの機種は指定しているのか。</p>	<p>サイズは明記していますので、それに合うものであれば、どのメーカーでも構いません。</p>
<p>○予定価格について なぜ入札と随意契約とで予定価格が 100 万円以上変わっているのか。</p>	<p>入札のときは、アスファルト舗装の総合単価を建設コスト情報から採用していましたが、随意契約するときに、本来アスファルト舗装の総合単価は施工規模の大きな場所に使用する単価であったことから、工種毎に個別に積算する形に見直しを行い、また、最新の刊行物の単価へ入れ替えを行ったところ、予定価格が変わっています。</p>
<p>○設計金額について (1) 入札から随意契約までの 1 か月でこれだけ設計金額が変わるのか。</p>	<p>アスファルト舗装の積算方法の見直しが設計金額が変わった主な要因です。</p>
<p>○設計金額について (2) アスファルト舗装の積算方法の見直しは最初の入札のときに適用できなかったのか。</p>	<p>入札のときには、今回のような敷地内の狭い現場での工事では適用できないであろう建築コスト情報を適用していました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○設計金額について (3)</p> <p>入札のときの適用単価が十分でなかったということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○設計金額について (4)</p> <p>それはあまり入札を行うことがない部署だから適用単価が十分でなかったということか。</p>	<p>適用条件を把握できていないところがあったのではないかと考えています。</p>
<p>○随意契約の見積回数について</p> <p>随意契約で3回見積を行っているが、別の抽出案件の回答によると、1回目の最低価格の業者に2回目の見積依頼を行うのではないか。</p>	<p>今回は、随意契約するときに変更していることもあり、新たな工事として見積は2回までとし、再度の見積で予定価格に達しなかった場合は、最低価格の業者に再度見積を依頼することとしていました。</p>

8 令和4年度 網野デイサービスセンター給湯設備改修工事・・・随意契約

- ※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○見積金額が高い要因について (1)</p> <p>なぜコンパクトな機種だと予定価格より見積金額が高くなるのか。</p>	<p>想定機種の数が少なくなるためです。</p>
<p>○設計金額について (1)</p> <p>設計の段階で参照する機種も少ないので、設計金額に反映しているのではないのか。</p>	<p>給湯機器は省スペースで収まる機種を選定し、設計の段階で給湯機器の見積もりを取り、価格設定をしています。</p>
<p>○見積金額が高い要因について (2)</p> <p>それなら見積業者もコンパクトな機種で見積もりすると思うが、なぜ見積金額が高くなるのか。</p>	<p>見積業者により取り扱いメーカーが異なるため、コンパクトな機種にしたことにより取り扱いメーカーが少なくなることが一つの要因ではないかと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○機器の見積もりについて(1)(意見) 各メーカーの機器代に対する地元業者の見積金額のデータを蓄積していき、参考にした方がよい。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○見積金額が高い要因について(3) 現在、様々な物価が上がっている状況の中で、今回の機器についても高くなっているのか。</p>	<p>そのように考えています。</p>
<p>○設計金額について(2) 物価の上昇については、建設物価等には反映しておらず、積算の根拠として反映できるものがないのか。</p>	<p>メーカーから見積もりを取った後に価格の変動があったかどうかはわかりませんが、設計の段階でメーカーから見積もりを取り、その価格を反映し、予定価格としています。</p>
<p>○機器の見積もりについて(2)(意見) 結果として、入札2回、随意契約2回行い、非常に手間とコストがかかっているため、できるだけ1回の入札で落札となるよう情報提供や対応を検討した方がよい。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内容
今回はありません。

「3 報告事項」関係

- ※ 令和3年度第2回入札監視委員会において、委員からの意見があり、同額による抽選で落札者が決定する入札が多いことや、入札では最低制限価格があり、随意契約では最低

制限価格がないことについて、他の自治体の入札制度を調査し、改善できないか検討した内容を報告したものの、その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回答等
<p>○ランダム係数について (1) ランダム係数を採用している市は、抽選率が低くなる傾向にあるということでしょうか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○ランダム係数について (2) ランダム係数を採用しても運次第ということになるということか。</p>	<p>そうです。ランダム係数を採用している市の課題としては、最低制限価格の上下により不調になったり、逆に高い落札率になったりするため、改善するよう言われていると聞いています。</p>
<p>○ランダム係数について (3) その課題よりも同じ価格で並んだ方がよいと考えているのか。</p>	<p>応札時に業者が抽選用の3桁の数字を入れることになっており、抽選の場合も、業者の意思が反映していることにはなっています。</p>
<p>○ランダム係数について (4) ランダム係数は、最低制限価格を上げる必要があるのか。</p>	<p>通常、基準の最低制限価格に1.0以上の数字を掛けますので、最低制限価格は上がることになります。</p>
<p>○ランダム係数について (5) 0.995～1.0を掛けている自治体があるため、最低制限価格が上がることはないのではないか。</p>	<p>ランダム係数をマイナスにすると、歩切りで違法であり、余りに差が大きいと国から指導が入っているため、見直しをかけている自治体は大体1.0以上に変更しているようです。</p>
<p>○ランダム係数について (6) おそらくその自治体は公平性確保のため、やむを得ない極めて少額の範囲でやっており、歩切りにはならない。そうすると、最低制限価格が上がらないようなランダム係数にすることも可能ではないか。</p>	<p>僅かなマイナスであれば、可能かもしれません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ランダム係数について (7) (意見)</p> <p>おそらくランダム係数を採用しても、業者は最低制限価格に合わせてくると思うが、ランダム係数の下限にする業者はいなくても最低制限価格から1,000円だけ下げて落札する業者はいると思う。それが本当に競争性の確保になっているのかはわからないが、同額での抽選よりは業者の意欲の高さが示せてよいのではないかと思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○最低制限価格での落札割合について</p> <p>落札割合が6割以上の自治体に比べて、京丹後市が特別高いわけではないか。</p>	<p>大体真ん中ぐらいです。</p>
<p>○入札制度について (1)</p> <p>どの自治体も色々と考えながら一番良い入札制度を模索しているということか。</p>	<p>当初どちらに舵を切ったかにより、最低制限価格での落札割合が分かれていったのではないかと思いますし、中間の自治体は、見積単価等が出ない営繕工事が多く、なかなか最低制限価格で競う案件数が少ないようなでした。</p>
<p>○入札制度について (2) (意見)</p> <p>他の自治体の状況は引き続き確認しながら、地域性もあると思うので、何が一番京丹後市に適しているのかを今後検討して行ってください。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○予定価格の事前公表について</p> <p>国の指針で予定価格は事前公表しないようになってきていると思うが、事前公表している自治体が多いのはなぜか。</p>	<p>かなり前に情報公開で設計書の情報が出るようになり、業者からも設計書が間違っていると指摘がある中で、対策として、予定価格を事前公表している自治体が多くありました。そのような経過がある中で、国の指導はありますが、なかなか軌道修正できず、今事後公表に向けて取り組み始めているのが現状ではないかと思います。</p>